

【相談内容】

No19.PC斜張橋（支承部）の補修工法について

- 支承部の損傷に伴う、修繕工法の検討・選定について
- 直轄診断の選定基準について

< 状況 >

- 対象橋梁

橋種：PC斜張橋、架設年次：1994年、橋長：189.8m

損傷状況：ゴム支承の変形・劣化（健全度Ⅲ）

- 橋脚の沈下（毎年3～10mm程度の沈下が継続）が生じ、支承が河川側に変位



写真ーゴム支承の変形状況例
（参照：国総研資料第748号）

【助言内容】

- 支承部の修繕工法の検討・選定にあたり、支承損傷の原因究明が必要

- 直轄診断について

選定基準（①～④）をすべて満たしていることを説明する資料を自治体が提示し、九州地方整備局等で確認する必要がある。

- ①当該施設の点検・診断・修繕に関し、複雑な構造を有する場合、劣化損傷の形態が特異な場合などの理由により高度な技術力等を要すること
- ②上記に対し、当該地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと
- ③当該施設が社会的に影響の大きな路線に位置するもの
- ④地方公共団体自ら実施した点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること